

2013年9月27日

68万人の足立区での公契約条例の制定を歓迎し、 早期に都内全自治体へ広げよう

足立区公契約条例制定にあたっての談話

東京土建一般労働組合 園部 滋 賃金対策部長

2013年9月27日、足立区議会は、公契約条例を全会派一致で可決しました。公契約下の業務委託、公共工事は、「構造改革」で官から民へ、あるいは民間活力導入と称して外部委託が拡大されるのと同時に、労働者の賃金切り下げ、公共工事ではダンピング競争による賃金しわ寄せが起き、公契約条例による賃金確保が求められていましたし、永年の願いでもありました。東京では、12年4月多摩市、12年12月国分寺市、13年1月渋谷区で公契約条例が発効し、都内で4番目、全国で8番目の制定自治体となりました。私たち東京土建一般労働組合は、これを大歓迎いたします。

区長、議会、関係職員、そして運動の先頭に立って奮闘してきた連合東部ブロック地協、東京地評、全建総連東京都連足立地区協議会など関係者各位のご奮闘に敬意を表します。10年に及ぶ取り組みが実を結んだ素晴らしい結果です。

建築労働者の労働環境は、国交省の発表でも他産業の平均年収529円よりも26%も低い年収391万円という状況に置かれ、低賃金で社会保険の適用も少ない状況の中、国交省は12年4月から社会保険未加入対策や今年3月29日には、公共工事設計労務単価を加重平均で16.1%の引き上げを発表し、日建連、ゼネコン、専門工事業界は、このことを積極的に受け止め決議をしています。若年労働者の確保で建設産業の未来を確かなものとするために4位1対(発注者、元請、専門工事業者、労働者)の取り組みを不退転の覚悟で取り組んでいます。

上位企業からの取り組みと同時に、建設現場からの規制が求められますが、足立区公契約条例はまさに、時期にかなった制定です。一方で、労働報酬下限額を明確にせず「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件その他の労働環境を整備し、社会的価値の向上に努めなければならない。」など理念条例に逃げようとする動きがある中で、実践的で実効性がある条例が制定された意義は大きいものがあります。

工事の適用範囲は、予定価格が1億8千万円と高いが審議の中で公契約条例の精神は全ての工事に生かすとの総務部長の発言や今後更に広げられるように期待します。東京土建一般労働組合は、今回の制定を弾みに都内各地で活発に展開されている公契約運動を強め、早期に条例制定を目指します。また、都・国にも働きかけ、賃金確保ができる公契約条例(法)制定に向けて奮闘するものです。

以上